平成２４年（フ）第１０９号
宮崎県都城市都原町7992番地４
債務者　馬渡　美紀
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２１０号
北海道苫小牧市桜木町２丁目24番18号　プチハウスピエロアッチ302号
債務者　佐藤　俊勝
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４００号
福井市高柳町第８号９番地34
債務者　上野　雅代
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
福井市大宮３丁目29番14号
債務者　川畑サユリ
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２号
福井市問屋町４丁目1204番地　レジデンス東部301号室
債務者　吉川　　徹
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３号
福井県坂井市丸岡町八ツ口第49号41番地１
プチ・メゾン８―202号室
債務者　辻　美紀子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
福井市北四ツ居１丁目９番38号　コーポピラ201号、旧住所名古屋市天白区池場５丁目1103番地　マンション島田201号
債務者　柴原　幸江
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８４号
長野県飯田市育良町３丁目８番地15　シノダハイツ201号
債務者　山本　一樹
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１１号
岐阜県高山市上岡本町８丁目77番地
債務者　井口　和高
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
岐阜県高山市上岡本町８丁目77番地
債務者　井口　伸子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第３９２号
兵庫県伊丹市中野東１丁目７番地市住玉田６―617号
債務者　重草　貴之
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３９３号
兵庫県伊丹市中野東１丁目７番地市住玉田６―617号
債務者　重草　和美
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３９８号
兵庫県川西市一庫３丁目７番17号303
債務者　北島　憲隆
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第９号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘１丁目17番地６
債務者　川口　　香
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１０号
兵庫県伊丹市西野５丁目69番地１県住西野第３　２―104号
債務者　日川建設こと　日川　敬達
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７７６号
兵庫県西宮市今津真砂町１番22―101号、前の住所兵庫県西宮市津門呉羽町６番24―302号
債務者　三宅まり子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７８０号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目37番26号高田文化105号、前住所兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番23号小畑マンション103号
債務者　昭和印刷こと　次田　智利
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係